

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年4月23日

盛岡市長 内 館 茂

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 盛岡市内3庁舎LED照明器具等賃貸借契約（長期継続契約）
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 納入場所 盛岡市本庁舎（盛岡市内丸12番2号）
内丸分庁舎（盛岡市内丸3番46号）
愛宕町分庁舎（盛岡市愛宕町6番7号）
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和18年12月31日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約（10年間）
賃貸借期間 令和9年1月1日から令和18年12月31日まで

2 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年5月15日（金）午前11時00分
- (2) 場所 盛岡市役所本庁舎別館4階 403会議室
執行即時開札

3 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 入札参加者は、次の役割ごとに定める要件を満たす3者から構成されるグループとし、アが構成員を代表し入札及び契約等の諸手続きを行うものとする。ただし、1者で複数の要件を満たす場合は役割を兼ねることができる。

ア リース役割業者 令和8・9年度盛岡市業務委託等資格者名簿 賃貸借-電気・通信機器類 に登録する者で、平成28年度以降に国又は地方公共団体が発注したLED照明器具導入に係る契約を12か月以上継続して履行した実績を有する者（12か月以上継続する契約を履行している者を含む。）であること。

イ 工事役割業者 令和8・9年度盛岡市建設工事資格者名簿 電気工事 に登録する者で、格付けがA又はBの者であり、かつ盛岡市内に本社又は営業所を有する者であること。

ウ 機器納入役割業者 令和8・9年度盛岡市物品の買入れ資格者名簿 電気・通信機器類-家庭用電気機器 に登録する者で、かつ盛岡市内に本社又は営業所を有する者であること。

- (2) 入札参加者（グループの場合は、その全構成員）は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- イ 当該契約に係る営業又は事業に係る法令の規定による営業若しくは事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を受けていない者であること。
- ウ 盛岡市競争入札参加者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を受けていない者であること。
- エ 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がない者であること。
- オ 市税を滞納していない者であること。
- カ 他の入札参加者のグループの構成員となっていないこと。

4 仕様書等の閲覧及び契約条項を示す場所

- (1) 仕様書等は、盛岡市公式ホームページ（<http://www.city.morioka.iwate.jp/>）に掲載している。
- (2) 契約条項を示す場所は、盛岡市総務部管財課とする。

5 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

- ア 入札参加資格確認申請書 1部 ※記載する日付は提出日とすること。
- イ 3(1)アに掲げた履行実績を記載した履行実績調書 1部
- ウ 3(1)のグループ構成員の役割分担及び責任の所在等に関する合意書又は協定書（任意様式）の写し 1部
- エ 納入する製品が仕様を満たしていることを確認できる製品構成書（任意様式） 1部

(2) 入札参加申請手続

- ア 申込方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。
- イ 受付期限 令和8年5月13日（水）正午とする（郵送の場合にあっては、当該書類が受付期限前日までに受付場所に書類が到達したものに限り。）。
- ウ 受付場所 盛岡市総務部管財課

6 入札保証金

盛岡市財務規則第105条第1号又は第2号に該当する場合には免除する。

7 入札の方法

- (1) 入札書は、2(1)の日時に2(2)の場所に持参すること。郵便による入札は、認めない。
- (2) 代理人により入札させるときは、委任者（契約権限を有する者）が記名押印して代理人の氏名と使用印鑑を指定した委任状を提出すること。

8 入札の回数

2回までとする。ただし、落札者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行するものとする。

9 入札書記載金額

入札書は盛岡市競争入札参加者心得第13第1項によるものとし、契約期間に基づき賃貸借

期間に係る月額 で作成すること。決定も 賃貸借期間に係る月額 とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 落札者の決定方法

本件は、予定価格以下で最低の価格で入札した者を落札者として決定する。

11 契約書作成の要否

要 賃貸借契約書による。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 5に掲げる入札参加資格に関する書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) その他入札条件に違反した入札

13 その他

- (1) 本件は、盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定により議決を要する契約となることから、落札者と仮契約を締結し、6月市議会定例会において議決後に本契約となるものである。
- (2) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (3) 提出する書類等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 5に掲げる書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止を行うことがある。
- (5) 次年度以降において盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (6) 契約締結日の翌日から令和8年12月31日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づく業務の履行は無く、支払いも無いものとする。
- (7) 支払は賃貸借期間の月払とし、毎月の履行が完了後に所定の方法により請求・支払うものとする。

- (8) 入札にあたって現地調査を希望する入札参加者は、令和8年4月23日（木）～令和8年4月30日（木）の開庁日の午前9時から午後5時の間に現地調査を行うことができる。

なお、希望する際には担当者へ連絡すること。

- (9) この入札に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年5月12日（火）正午までに電子メールにより盛岡市総務部管財課あて提出すること。回答は、盛岡市公式ホームページ（広報ID：1056219）に令和8年5月14日（木）までに公表する。

電子メールアドレス kanzai@city.morioka.iwate.jp

盛岡市総務部管財課 Tel 019-626-7507